狭あい道路後退用地等寄付事前協議書

(あて先) 千葉市長

建	築	主	住	所							
			フリ 氏	名							(*)
		(連絡	先電話番	号)		_		_		(担当)	
(連	終先記	電子メー	ルアドレ	⁄ス)			(1 0			
土地	也所有	有者	住	所							
			フリ 氏	名							(*)
		(連絡	先電話番	号)		_		_		(担当)	
(連	終先電	電子メー	ルアドレ	⁄ス)			(<u>0</u>			
	(*	:)法人の				-					
		法人以	外でも、本	:人(代ā	表者)が	手書きし	、ない	場合は	、記名排	胛印してく	ださい。

狭あい道路の拡幅整備に必要な後退用地等を寄付したいので、千葉市狭あい道路拡幅整備要綱第4条の規定に基づき提出します。

後退用地等地名地番	(路線名	区	市道 号		
後退用地	長さ 面積	m m²	幅	m	
すみ切り用地	有(辺無	m×	m、斜辺 面積	m) m²	
電柱	有 ()本	無		
備考					
			受付番号		

下記の事項について協議し、同意します。

- 1 市が助成対象物の構造、規模等について現地調査を行うこと。
- 2 道路、後退用地等の境界を確定するために立ち会いし、市が測量を行うこと。
- 3 測量後、後退用地等について寄付申請を行い、市が分筆・登記を行うこと。 ただし、抵当権が設定されている場合は、土地所有者が抵当権の抹消を行うこと。
- 4 市が測量後、境界杭を設置すること。

(裏面へ)

助成対象物一覧表

(後退用地の整備工事に伴う撤去等の概要)

[2	<u> </u>	分	撤去・利	多設・移植	工事の有無	
門	柱	(撤去)	有	•	無	
門	扉	(撤去)	有	•	無	
坂	7 F	(撤去)	有	•	無	
擁	壁	(撤去)	有	•	無	
公共汚雨水公		(移設) (移設)	有	•	無	
量水	、 器	(移設)	有	•	無	
樹	木	(移植)	有	•	無	
生け	垣	(移植)	有	•	無	
撤去、利	多設及び利	多植予定年月	年	月頃		

(後退用地の整備工事に伴う擁壁の築造)

擁 壁 (築造)	有 •	無
----------	-----	---

(添付図書)

- ・案内図
- ・配置図 道路の幅員、中心線、道路後退線及び助成対象となる門、塀、擁壁、公 共汚水桝、雨水公共桝、量水器、樹木等の位置を表示したもの。
- ・公図写し 最近(1ヶ月以内)のもので後退用地等の位置を赤色で表示したもの。
- ・後退用地等の登記事項証明書 最近(1ヶ月以内)のもの。
- ・委任状 委任者が申請手続き等を行う場合